ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

1　（略）

2　平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千二百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第七項第一号の雇入れを行った事業主であって、旧雇保則附則第十五条の四の六の規定の適用を受けるものに対する早期雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百四条第一号ロ⑴に規定する雇用管理整備計画を提出した事業主及び同号ハ⑴に規定する無期雇用転換計画を提出した事業主に対する六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百十条第七項第一号イの紹介により求職者を一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する生涯現役コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則第百十条第七項の生涯現役コース奨励金の支給を受けた事業主に対する旧雇保則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

5　施行日前になされた旧雇保則第百十条第十一項第一号イの紹介により求職者を通常の労働者として雇い入れた事業主に対する就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給については、なお従前の例による。

6　施行日前になされた旧雇保則第百十条の三第二項第一号イの紹介により同号イ⑷に該当する者の雇入れを行う事業主に対する一般トライアルコース助成金の支給については、なお従前の例による。

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

1　（略）

2　平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千二百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金に関する暫定措置）

3　第七条の二第一項の若年・女性建設労働者トライアルコース助成金として、同条第一項に規定するもののほか、当分の間、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇保則附則第十五条の六第二項第一号イの規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあっては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二号の規定により新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。

二　前号に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円（一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満の建設労働者にあつては、二万五千円）に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額